

日本船国内クルーズ 出発までのご案内とご注意

必ずお読みください



撮影：中村 庸夫
イメージ

この冊子は旅行契約の成立条件と渡航手続き、及びご出発までのご案内を記載しております。必ずご一読いただき、出発まで保管してください。

ご不明な点がありましたら下記までご連絡なくお問い合わせください。

■旅行内容・日程表・渡航手続きなどについてのお問い合わせは、それぞれのお申込み先へお願いいたします。

東日本営業本部 クルーズセンター

0570(00)5189

【営業時間】

月曜～金曜：午前9時30分～午後5時30分

土曜・日曜・祝日：定休日

■ご来店の場合

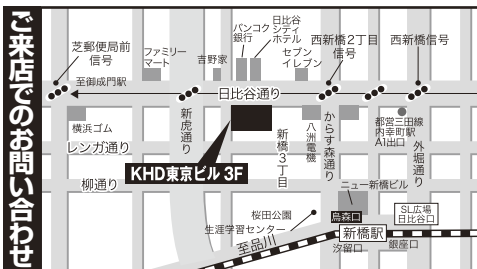
東京都港区新橋3-3-9 KHD東京ビル3階

【営業時間】月曜～金曜：午前10時30分～11時30分、午後1時30分～5時／

定休日：土曜・日曜・祝日

アクセス

JR線・
東京メトロ銀座線・
都営浅草線 >>>
新橋駅(烏森口)
徒歩約10分
都営三田線 >>>
内幸町駅(A1出口)
徒歩約5分



西日本営業本部 クルーズセンター

0570(03)1189

【営業時間】

月曜～金曜：午前9時30分～午後5時30分

土曜・日曜・祝日：定休日

■ご来店の場合

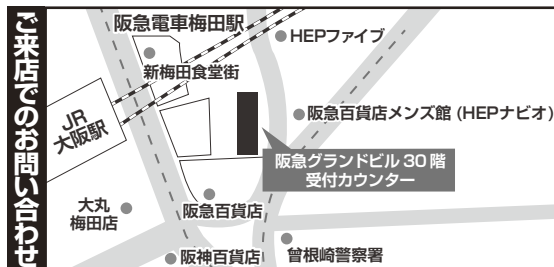
阪急グランドビル30階 受付カウンター

【営業時間】

午前10時～午後5時(年末年始除く)

アクセス

- 阪急「大阪梅田駅」
から徒歩約5分
- 地下鉄御堂筋線
「梅田駅6番出口」
から徒歩約3分
- JR「大阪駅」
から徒歩約10分



※電話番号はお確かめの上、お間違いのないようお掛け願います。

心に届く旅



阪急交通社

Direct to your heart

2026年10月

阪急交通社 国内クルーズ旅行参加申込書 ご提出のお願い

この申込書は、クルーズ乗船にあたり船会社への情報提供として必要な書類ですので、各項目ともご記入漏れの無いようお願い申し上げます。

ボールペンで強くご記入をお願いいたします。
ご記入後、同封の阪急渡航手続きセンター行返信用封筒にてご返送ください。

【お願い】

記入事項を訂正される場合は、二重線を引き訂正印のご捺印をお願いいたします。

訂正例
北区
中央区

ご記入日：20 年 月 日

阪急交通社		国内クルーズ旅行参加申込書					
本申込書は旅行契約締結の要件となります。ツアーごとにご記入のうえ、提出してください。							
ご予約内容（コース・人数・氏名・出発日等）に変更が生じた場合は、お電話にて変更手続きを行ってください。							
個人情報旅行手配に必要な範囲で運送・宿泊機関等へ提供されます。別紙の取引条件説明書をご確認のうえお申し込みください。							
出発日	20 年 月 日	問合せ 番号	コース 番号 3K				
【ご旅行参加者】発送物の未達・ご乗船情報の氏名相違を防ぐため、正確にご記入ください。							
ご旅行者氏名	姓（フリガナ）	名（フリガナ）	姓（漢字）	名（漢字）			
		様		様			
生年月日	西暦	年	月	日	性別		
現住所	〒	ビル名・マンション名・部屋番号までご記入ください。					
	都道府県	市区郡町村	町名番地・ビル・マンション名・部屋番号				
電話				携帯			
ご旅行中の 緊急連絡先	氏名			続柄		電話番号	
ご案内							
2026年10月1日より、国内旅行参加申込書へのお客様情報の事前印字を終了いたしました。 お手数をおかけいたしますが、本申込書の必要事項は、お客様ご自身でご記入くださいますようお願いいたします。 WEBでお申し込みいただいた場合は、国内旅行参加申込書のご提出は不要です。WEB予約をぜひご利用ください。 船会社の会員様は、別紙の「My ASUKA CLUB（マイアスカクラブ）/MITSUI OCEAN CLUB（三井オーシャンクラブ）会員番号お伺い書」にご記入の上、ご返送をお願いいたします。							
阪急交通社提出用		社内使用欄（お客様は記入しないでください）					

【重要】国内旅行傷害保険をお申し込みの際は別添えの国内旅行傷害保険加入手続き書に記入し、ご旅行開始日の14日前までにご返送ください。

※保険をお申し込み頂く場合は、同封の「国内旅行傷害保険（任意）」からご希望のタイプを選び、加入手続き書にご記入の上あわせて返送ください。

CONTENTS

目次

同封物のご確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P②

ご出発までのスケジュールのご案内・・・・・・・・P③～P⑥

ご案内・ご注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P⑦～P⑧

お支払い・個人情報の取扱いについてのご案内・・・・・・・・P⑨

ご旅行条件書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P⑩～P⑬

お客様各位 お申込みいただきましたご旅行の今後の手続きにつきまして、当書面にてご案内申し上げますと共に、ご旅行の関係書類をお送りいたします。ご旅行条件書と併せて必ずご一読ください。
株式会社 阪急交通社

同封物のご確認

I.お送りいたしました書類について

①お振込みのご案内兼払込取扱票

（お振込みのご案内／ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア用）
参加されるコース、出発日、お申込み人数、お問い合わせ番号等、記載内容に間違いがないかご確認ください。
お問い合わせ番号はお客様からのご連絡の際、必ず係員にお伝えください。コース・出発日を変更されますとお問い合わせ番号は新しくなりますので、ご注意ください。
※「お支払いについてのご案内」は⑨ページをご一読ください。

②国内クルーズ旅行参加申込書

※本状到着後5日以内に必要事項をご記入の上、返信用封筒にて必ずご返送ください。『国内クルーズ旅行参加申込書』は旅行申込み要件となりますので、ツアーごとにご記入、ご返送をお願いいたします。

③国内旅行傷害保険(任意)のご案内と加入手続き書

ご旅行中の万が一の事態に備え、国内旅行傷害保険(任意)へのご加入をおすすめいたします。

④旅行パンフレット

（インターネット限定ツアー等でパンフレットが無いものもございます。）
今回お申込みいただきましたご旅行の内容、ご旅行条件(要旨)に関する事項について記載しております。

⑤本書(ご旅行条件書) ⑥返信用封筒

⑦My ASUKA CLUB(マイアスカクラブ)／MITSUI OCEAN CLUB(三井オーシャンクラブ)会員番号お伺い書

My ASUKA CLUB(マイアスカクラブ)・MITSUI OCEAN CLUB(三井オーシャンクラブ)会員のお客様は、お伺い書に会員番号をご記入のうえ、②国内クルーズ旅行参加申込書とご一緒にご返送をお願いいたします。(速やかに会員のお申し出をいただけない場合、会員割引の適用ができかねる場合がございますことご了承ください。)

【お願い】
1.クルーズのコースは船会社とのお客様情報の共有が義務づけられておりますので、必ず「国内クルーズ旅行参加申込書」のご返送をお願いいたします。
2.上記①～⑦に記載した書類をお送りさせていただいておりますが、書類が不足してありましたら、誠に恐れ入りますがご連絡をお願いいたします。不足書類をお送りさせていただきます。
3.「国内クルーズ旅行参加申込書」は、お客様のお名前、連絡先を確認させていただく大切な書類です。本状到着後、5日以内に必要事項をご記入の上、返信用封筒にて必ずご返送ください。

ご出発までのスケジュールのご案内

書類到着

申込金のお支払い

お振込みのご案内到着後3日以内

「お振込みのご案内」到着後3日以内（土曜・日曜・祝日を除く）にお申込金（原則として旅行代金の20%相当額）をお支払いください。

＜お申込金の入金確認をもって旅行契約成立となります。＞

お支払いにつきましては、「お支払い方法についてのご案内」（P.9）をご参照ください。

※お申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部または全部として取扱います。

※全額（一括）お支払いも承りますので、払込取扱票の再発行を当社までお申し付けください。オプションツアー等追加のご案内が発生する場合は、再度ご案内させていただきます（空港諸税等が決定していない場合全額（一括）お支払いはお承りできない場合がございます。）

※お振込みの際に受け取りの「払込・振込控え」をもちまして、領収書に代えさせていただき、当社より入金受領の連絡はいたしません。

書類のご返送

書類到着後5日以内

「国内クルーズ旅行参加申込書」に必要事項をご記入の上、①枚目を「返信用封筒」に入れてご返送をお願いします。ご家族でお申込みの方や同グループの方は、書類をまとめて同封していただいても結構です。

書類は到着後、5日以内に「ご返送をお願いします」。

※「国内クルーズ旅行参加申込書」に必要事項をご記入の際は、本資料P.10「ご旅行条件書」の「3.申込み条件」の各項目を必ずご確認ください。

※万一の事故・病気等が発生した時の為に、「国内旅行保険（任意）」へのご加入をお勧めいたします。（当社でのお手続きは簡単ですので、同封の国内旅行保険パンフレットをご確認いただき、ご希望の方はご旅行申込みと併せてお申込みください。）

※糖尿病、歩行困難など、特別な配慮を必要とするお客様（P.4「事前連絡を必要とするケース医療器具持ち込みされるお客様」およびP.10「ご旅行条件書 3.申込み条件」をご参照ください。）や、日本国籍以外のお客様は、必ずその旨をお申し出ください。

各種手配を行うに当たりお客様からお知らせいただきたい点

お願い

- ①「コース・出発日・旅行日数・キャビンタイプ・参加者名」のいずれかに変更があった際は、必ず電話にてご連絡下さい。
 - ②期日までにご入金を確認できない場合には、当社からご連絡を取らせていただく場合がございます。なお、金融機関および当社のシステム等の都合上、ご入金を確認できるまでに、お振込みいただいてから数日を要する場合がございます。入れ違いでお客様にご連絡を取らせていただいた場合は、何卒ご容赦ください。
 - ③ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニエンスストア・銀行等でお受取りの払込受領証（振込明細書）をもちまして領収書に代えさせていただきます。当社から入金受領の連絡はいたしておりませんので、予めご了承ください。
- ※心身に障がいのある方、現在健康が損なわれている方、その他特別な配慮を必要とされる方は、お申込み時に必ずお申し出ください。船会社所定の健康アンケートをご記入いただき、お申し出いただいた措置について手配できない場合は、旅行日程の一部を変更する、あるいは旅行契約の締結をお断りする場合があります。なお、事前にお申し出がない場合は、ツアー中でも旅行契約を解除させていただく事もありますので、予めご了承ください。

各種手配を行うに当たりお客様からお知らせいただきたい点（確認事項）

船会社	飛鳥Ⅱ・飛鳥Ⅲ	三井オーシャンフジ・三井オーシャンサクラ
リピータープログラム	アスカクラブ(My ASUKA CLUB) アスカクラブ会員サイト「My ASUKA CLUB」より乗船有無に関わらず入会可能です。	MITSUI OCEAN CLUB(三井オーシャンクラブ) ドルフィンズクラブは廃止となり、MITSUI OCEAN CLUB(三井オーシャンクラブ)サイトより乗船有無にかかわらず入会可能です。
アニバーサリー(お誕生日や結婚記念日の祝い)	・クルーズ期間中、お誕生日、結婚記念日を迎えるお客様。 ハネムーン乗船のお客様。乗船年度にダイヤモンド婚、金婚、銀婚を迎えるお客様にサービスがございます。（お誕生日は自動的にお祝いしますので、不要の方はお申し出ください。）	【2026年12月出発まで】 ・お誕生日、ご結婚記念日（クルーズ乗船期間中） ・銀婚式、金婚式、ダイヤモンド婚、プラチナ婚、定年退職記念（記念日の前後3ヶ月以内のクルーズ） ・古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿、紀寿（お誕生日以降3ヶ月以内のクルーズ） 【2027年1月出発以降】 無料のアニバーサリー特典は廃止となります。
事前連絡を必要とするケース医療器具持ち込みされるお客様	・車椅子の使用 ・妊娠中の場合 ・障がいのあるお客様 ・人工透析の場合 ・食物アレルギーがある場合（船内の相談デスクでお申し付けください） ・医療機器を持ち込みされる場合（酸素ボンベ／酸素濃縮器／CPAP／自己注射器／心臓ペースメーカーなど） その他の場合は都度お問い合わせください。	・車椅子の使用 ・妊娠中の場合 ・人工透析の場合 ・食物アレルギーがある場合 ・進行、再発がん治療中の場合 ・精神疾患の治療中の場合 ・認知症またはその疑いのある場合 ・医療機器を持ち込みされる場合（酸素ボンベ／酸素濃縮器／CPAP／自己注射器／心臓ペースメーカーなど） その他の場合は都度お問い合わせください。
キャビンリクエスト	・4泊以上のクルーズでリクエスト可能 ※飛鳥Ⅱ(S・W・Aスイート)、飛鳥Ⅲ(スイート・ペントハウス)は3泊以下のクルーズにおいてもリクエスト可能。 ※飛鳥Ⅱ Kステートはエリアのリクエストのみ可能。 ※確約不可（乗船券での回答とさせていただきます。）	リクエスト受付可能 ※確約不可（乗船券での回答とさせていただきます。）
夕食	・飛鳥Ⅱに関しては夕食回（1回目・2回目）のリクエストが可能です。 ご予約時にお申し出ください。確約はできかねますが、ご希望をお預かりし、乗船券でご回答いたします。	

割引・御優待券

※チャータークルーズでは優待券・割引券のご利用は不可となります。

〔飛鳥Ⅱ・飛鳥Ⅲ〕 優待券利用をご希望の場合、券種、有効期限を必ずご確認ください。 有効期限内の場合、下記券種のみ利用可能です。 ※有効期限は、優待券提出日ではなく、クルーズ出発日を基準とします。 下記券種に該当しない割引券をお持ちの場合は一度お問い合わせください。 ●デジタルご優待割引券はMy ASUKA CLUBにて利用申請をいただき、下記詳細を当社にご連絡ください。 ①クルーズ番号 ②デジタル優待割引券コード ③割引券金額 ※全てのキャンペーン代金と併用可能です。 ●日本郵船株式会社 株主ご優待割引券 14泊以内のクルーズにおいて「デジタルご優待割引券」およびパンフレット記載のMy ASUKA CLUB会員割引との併用が可能です。 〔手続きの流れ〕※券面確認後の値引きとなります。 ①割引券を申込書と一緒にご出発45日前までにご返送、またはデジタルご優待割引券情報(上記①～③)をご出発2週間前までにご連絡ください。 ②残金請求書にて、割引後の料金をご確認ください。	〔三井オーシャンフジ・三井オーシャンサクラ〕 優待券利用をご希望の場合、券種、有効期限を必ずご確認ください。 有効期限内の場合、下記券種のみ利用可能です。 ※有効期限は、優待券提出日ではなく、クルーズ出発日を基準とします。 下記券種に該当しない割引券をお持ちの場合は一度お問い合わせください。 ●商船三井クルーズご優待券 (1クルーズにつき、お一人様2枚までご利用いただけます。) ●三井オーシャンクラブステージ会員割引 ブルー会員以上のお客様には旅行代金割引がございます。 会員ステータスとアカウント番号をご予約時に必ずお申し付けください。 ※割引の反映は残金請求書でご確認ください。 ※ステージ会員割引とご優待割引券は併用可能です。 ●ドルフィンズクラブは廃止され、未使用かつ有効なポイントは会員特典バウチャーへ移行しております。 バウチャーは2028年末までに出航するクルーズにご利用いただけます。 〔手続きの流れ〕※券面確認後の値引きとなります。 ①申込書と一緒にご出発45日前までにご返送をお願いします。 ②残金請求書にて、割引後の料金をご確認ください。
--	--

〔割引券の送付先〕

原本の提出が必要な割引券については下記にご送付いただきますようお願い申し上げます。必ずお問い合わせ番号・お名前をご記載ください。
〒530-8355 大阪市北区梅田2-5-25 ハービス大阪12階 阪急交通社営業5課宛

</

ご案内・ご注意

クルーズに関して

■船内での服装について

日中普段お過ごしの際はカジュアルな動きやすい服装(半ズボン、TシャツOK)でお過ごしください。夕方以降はドレスコード(船内における服装規定)が設定されており、カジュアル、インフォーマル、フォーマルの3つに分けられます。
※ドレスコードにつきましては最終日程表でご確認ください。

■船室(キャビン)について

キャビンリクエストを承ります(飛鳥クルーズは、4泊以上のクルーズのみキャビンリクエストが可能です)。確約はできかねますが、ご希望をお伺いの上、「乗船券」にて回答させていただきます。パンフレットに掲載している船室の写真はあくまで同タイプ船室のイメージ写真であり、その内装や写真と同様のレイアウト、窓の外の景観、窓の形状(丸窓や四角窓など)をお約束するものではありません。また、バルコニーからの眺望や仕様、椅子などの設備はイメージ写真と異なる場合がございます。

■船内での喫煙について

船内の指定された喫煙スペースでの喫煙は可能です(電子タバコ含む)。客室(バルコニー含む)やレストランやパブリックスペースでは全面禁煙となっております。

■船内での食事について

飛鳥Ⅱ
ダイニングでのご夕食は2回制により、お食事が用意されています。
目安時間:

1回目 17:30～

2回目 19:30～

※時間は変更となる場合がございます。またクルーズによっては1回制になる場合がございます。
※クルーズ中、同じ回数となります。(お席は指定席ではありません。)*ご希望のご夕食回がある方はお申し込みの際にご連絡ください。席数の関係上、ご希望に添えられない場合もございます。
※Sロイヤル、Aスイートはフリーシーティングとなります。

飛鳥Ⅲ／三井オーシャンフジ／三井オーシャンサクラ
ダイニングでのお食事はフリーシーティングとなりますので時間のご希望をお申し出いただく必要はございません。

■予約制レストランについて

当社は代理予約はできかねますので、ご自身でご予約いただきますようお願い申し上げます。

■船内での情報について

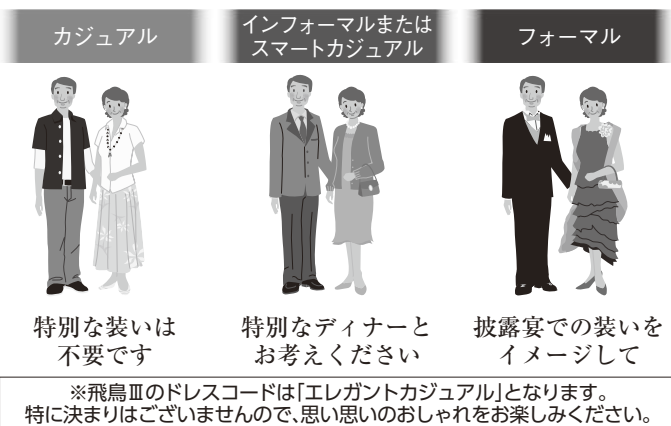
船内のイベントスケジュールやお食事、ドレスコードなど、様々な船内情報を網羅した船内新聞が、毎日宿泊船室に配布されます。
※飛鳥Ⅲでは、タブレットにてご参照いただく形となり、紙での配布はございません。

■船内での洗濯物について

2泊以上のクルーズから船内ではクリーニングやプレスのサービスを行っております(有料)。また、船内ではセルフサービスランドリー(無料)もあり洗濯機や乾燥機、アイロンなどの設備がございます。

■ドレスコードとは？

「ひとりひとりのお客様が、その夜にふさわしいおしゃれで船内の雰囲気を盛り上げる」という目的から生まれたルールです。



※飛鳥Ⅲのドレスコードは「エレガントカジュアル」となります。特に決まりはございませんので、思い思いのおしゃれをお楽しみください。

飛鳥Ⅱ ダイニング / イメージ



観光や現地滞在

■食事について

- ①旅行代金には、各コース毎の日程表に明示した食事の料金(税・サービス料込)が含まれています。但し、お客様が注文された飲物代や追加料理代は、お客様払いとなります。
- ②ツアー中に含まれる食事の変更・指定は、お受けできません。ただし、添乗員同行のコースにおいては宗教・アレルギーなどの事情に限り、可能な範囲で現地にて添乗員が対応いたします。その際、必要となる費用(料理実費及び現地でのチップ等)はお客様ご負担となりますので予めご了承ください。
- ③朝・昼・夕食のいずれかが、スケジュールなどの事情によって、お弁当またはボックスミールとなる場合がありますが、旅行代金の変更はありません。
- ④現地事情によっては、利用予定レストランの食事メニューが変更となる場合があります。
- ⑤特に記載のない限り、正装(ネクタイ・スーツなど)の必要なレストランはありません。

■航空機について

- ①ご利用便のご案内は、最終旅行日程表と併せてご案内いたします。ご利用便の指定および変更は、原則としてお受けできませんので、予めご了承ください。
- ②羽田空港等、一部の国内空港を利用する場合は別途空港施設使用料が必要となります。
- ③航空便が予告なしに欠航となり、観光場所の変更や観光の中止、自由行動時間などに影響を及ぼす場合があります。
- ④航空会社により、個人でのチェックイン方式を採用している場合があります。この場合は、当社空港係員もしくは添乗員の受付後、お客様ご自身で航空会社係員と搭乗手続(荷物の預け入れ、座席の決定、搭乗券の受け取りなど)をしていただきます。
- ⑤当社ツアー適用の運賃の座席割り当てにつきましては、当該利用便の予約状況や安全運航上の理由で、航空会社が独自の判断の上決定しますので、お客様からの航空機のお座席に関するご希望は、一切お受けできません。カップルやグループでご参加のお客様でも、離れてお座りいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑥航空機内で、空港・航空機内で車イスの必要なお客様は、必ずツアーお申込み時に、お申し出ください。
- ⑦航空会社マイレージサービスについて
マイレージサービス(入会手続き・サービスの提供等)につきましては、お客様ご自身で当該航空会社にご確認の上、お手続き願います。当社では手続きの代行・取次ぎは承っておりません。予めご了承ください。
- ※「搭乗券・Eチケット控」は必要になる場合がありますので、ご自身で保管願います。
- ⑧全てのフライトは、全席禁煙です。
- ⑨航空機利用ツアーの場合、航空機の座席は、座席配列により、グループの方でも隣合わせにならない場合がございます。(例えば、大型機エコノミークラスの場合、3・4・3列の座席配列の為、通路を挟んだり前後の座席になる場合もございます。)

■新幹線について

- ①ご利用になる新幹線の列車番号は、最終旅行日程表と併せてご案内いたします。
ご利用の列車や列車番号の指定および変更は原則としてお受けできませんので予めご了承ください

②特大荷物持ち込みの流れ

各車両の最後部の空きスペースへ荷物を置く場合、ご予約が必要となります。ご希望の場合はクルーズセンターまでお問い合わせくださいませ。

・事前予約が必要な荷物サイズ

荷物の3辺の合計(A+B+C)が、160cm超250cm以内の「特大荷物」が対象となります。
船は個数制限はありませんがJRは特大荷物持ち込みは2個までですので2個以上の場合は宅配が必要となります。
なお、このサイズは概ね、国際線航空機で貨物室に有料預入となるサイズに相当します。

※航空会社により異なります。

事前予約により、ご旅行前にお座席の近くに荷物置場を確保できます。

乗降扉付近などの荷物置場に荷物を収納することで、スムーズに乗り降りいただけます。

事前予約なく車内に特大荷物をお持ち込みになった場合、所定の手数料(1,000円・税込)をいただきます。また、乗務員が指定する箇所に荷物を収納いただきます。

特大荷物スペースつき座席は、現状の特大荷物のご利用状況に対して十分な座席数をご用意しておりますが、列車によっては混み合う場合もありますので、早目のご予約をお願いします。

・申込期間

出発14日前に締切となります。

エクスプレス予約・スマートEXのほか、駅の券売機等でも「特大荷物スペースつき座席」をご予約いただけます。

窓口できっぷを購入される際は、特大荷物を持ち込むことを係員にお伝えください。

乗車後、指定された「特大荷物スペース」(予約した座席の後ろ)に荷物を置いてください。

- ③途中乗車でご乗車になるお客様には、出発前に添乗員より、「便名、座席」をご案内いたします。ご自身で入場券をご購入いただき、指定の列車にご乗車くださいますようお願いいたします。

9.旅行代金に含まれないもの

- 第8項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- (1)超過手荷物料金(運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
 - (2)クリーニング料金、電話・通信料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれにかかる税・サービス料金
 - (3)希望者のみ参加されるオプションルツアー(別途料金の小旅行)の料金
 - (4)自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
 - (5)空港旅客施設使用料
 - (6)傷害・疾病に関する医療費等
 - (7)国内旅行傷害保険(任意保険)
 - (8)施設等が運行する送迎サービスにかかる費用
 - (9)宿泊施設利用時にかかる宿泊税諸税
 - (10)運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)
 - (11)自治体等が課す法定外目的税諸税
 - (12)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

10.旅行契約内容の変更

- (1)当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。
- (2)当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、パンフレットなどに記載ある場合を除き、包括旅行運賃を適用しているため、旅行日程で提供する航空便の全区間を利用することが条件となります。お客様のご都合により往路または復路、一部区間の航空便に搭乗されなかったときは、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求する場合があります。

11.旅行代金の変更

当社は旅行締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (2)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (3)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払うべき費用を含む)が減少または増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットなどに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12.お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます(コースにより、また時期により当該交替をお受けできないことがあります)。この場合、お客様は当社所定の書面・画面に必要事項を記入のうえ、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。すでに航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求させていただきます。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。
- (3)当社は、旅行サービス提供機関への利用者名の登録条件等により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲渡されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。
- (4)国内旅行傷害保険は、別途保険契約の申込みが必要です。

13.旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前の解除の場合
- ①お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表という「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

*貸切船舶の利用またはLCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃等、および個人旅行包括運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しするパンフレットなどに記載の旅行条件によります。

■宿泊プラン等宿泊サービスのみを内容とするコース

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	3KA・M・F・Tから始まるコース番号
①21日目に当たる日以前の解除	無 料
②20日目に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の 20%
③10日目に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の 20%
④7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の 30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加または旅行開始後の解除	旅行代金の100%

注:「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「旅行開始後」の一例 ※添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時。 ※当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時。

- ②お客様は、次に掲げる場合において、第13項(1)[1]の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しします。
- (a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- (b)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- (c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d)当社がお客様に対して、第4項に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- (e)当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程にしたがった旅行の実施が不可能になったとき。
- [3]当社は、本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。
- [4]お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- [5]旅行契約の成立後にお客様のご都合によるコースまたは出発日、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更された場合は、所定の取消料の対象となります。

- (2)旅行開始後の解除の場合
- [1]お客様の都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。
- [2]お客様の責に帰さない事由により、パンフレットなどに記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、当社がその旨を告げたときは、お客様は、取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他をすでに支払い、またはこれから支払うべき費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻します。

14.当社による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前の場合
- [1]お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、第13項(1)の[1]に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- [2]次のa)～h)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (b)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(3)、(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (d)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (e)お客様が第3項(9)①～③のいずれかに該当することが判明したとき
- (f)お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
- (g)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- (h)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程にしたがった旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- [3]当社は、本項(1)の[2]により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金全額を払い戻します。

- (2)旅行開始後の場合
- [1]旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- (a)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(3)、(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
- (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示にしたがわない等や、これらの者または同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (c)お客様が第3項(9)①～③のいずれかに該当することが判明したとき
- (d)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- [2]解除の効果および払い戻し当社が本項(2)の[1]により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様がすでに受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者にすでに支払い、または、これから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。
- [3]当社は、本項(2)の[1](a)、(d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

15.旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第11項の規定により旅行代金を減額した場合、または第13項および第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)本項(1)の規定は、第19項または第21項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡し、航空券・JR券等の受領後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類、航空券・JR券等が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

16.旅程管理

- 当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう契約内容の変更を最小限にとどめることに努めます。
- (3)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めないときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17.当社の指示

旅行開始後、旅行終了までの間において、お客様が企画旅行参加者として行動するときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

18.添乗員等

- (1)添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3)添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (4)添乗員が同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様自身で行っていただきます。
- (5)現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。
- (6)一部のコースにおいては、バスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者(添乗員)の資格を有したスタッフが添乗員兼バスガイドとして同行する場合があります。

19.当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたり、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額のいかににかかわらず、お客様の次に例示するような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア.天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ.官公署の命令、伝染病・感染症による隔離、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
- エ.自由行動中の事故
- オ.食中毒
- カ.盗難
- キ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくはは目的地滞留時間の短縮
- ク.運送・宿泊機関等の事故、火災、第三者の故意、または過失によりお客様が被られた損害
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額のいかににかかわらず、当社の賠償額はおひとり様あたり最高15万円まで(当社に故意または重大過失がある場合を除く)とします。

20.特別補償

- (1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、特別補償規程により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円限度1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品、化粧品、食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。
- ※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等は一切適用されません。
- (2)旅行中にお客様の被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反、法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合の自由行動中の山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロプロット機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットなどに記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、パンフレットなどに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等いずれかにその旨を申し出なければなりません。
- (4)他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する、不利益や損害を与える行為は禁止します。また、お客様同士の個人的なトラブルについては、当社は一切責任を負いません。

22.オプションルツアー

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションルツアー」といいます)のうち、当社が企画・実施するオプションルツアーに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2)当社以外の者が企画・実施するオプションルツアーに参加された場合、当社は第20項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証

- (1)当社は、次頁の表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の[1]～[3]を除き、旅行代金に次頁の表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部、または一部として支払います。
- [1]次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。
- ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ.戦乱
- ウ.暴動
- エ.官公署の命令
- オ.欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- カ.遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ.お客様の生命、または、身体の安全確保のための必要な措置
- [2]第13項および第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- [3]パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供をうけることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件当たりの率(%)	
		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]	パンフレットなどに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]	パンフレットなどに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3]	パンフレットなどに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
[4]	パンフレットなどに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
[5]	パンフレットなどに記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]	パンフレットなどに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更(海外旅行のみ)	1.0%	2.0%
[7]	パンフレットなどに記載した宿泊機関の種類または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレットなどに記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
[8]	パンフレットなどに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]	上記の[1]～[8]に掲げる変更のうちパンフレットなどのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1:最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレットなど」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたくうえで、この表を適用します。この場合において、パンフレットなどの記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱いいます。 注2:第[3]号または第[4]号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件とし取り扱いいます。 注3:第[4]号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注4:第[4]号または第[7]号もしくは第[8]号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱いいます。 注5:第[7]号の宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストもしくは当社ウェブサイトで閲覧できるリストによります。 注6:第[9]号に掲げる変更については、第[1]号～第[8]号の率を適用せず、第[9]号の料率を適用します。 注7:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。 (3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いにかえて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。 (4)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額とお客様が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。			

24.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡りするパンフレットなどに明示した日となります。

25.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

26.個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。当社の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いにつき同意のもと申込みください。団体・グループを構成する旅行参加者の代表(契約責任者)のお客様は、個人情報の取り扱いについて、旅行参加者本人の同意を得るものとします。なお、取得したお客様の個人情報については、お客様との連絡、当社の提携する企業の商品やサービスの案内等のために利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。
また、当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があるとき当社が認めた場合に使用します。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
当社の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いについては、当社ホームページ、<https://www.hankyu-travel.com/yakkan/privacy.php>をご参照ください。

27.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物などを添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様自身の責任でご購入いただきます。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録はお客様自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)ならびに第23項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行契約にて手配された航空券、宿泊サービス、食事サービス、入場券等を営利目的での利用、または第三者への無断譲渡、転売することは固くお断りします。営利目的とした行為やそれに準じた行為が認められるとき当社が判断した場合は、予告なく旅行契約を解除することがあります。悪質な迷惑行為(なりすまし予約等)への当社の対応については、当社ホームページ<https://blog.hankyu-travel.com/news/2024/08/narisumashi.php>をご参照ください。
- (6) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ウェブサイトからもご覧になれます。

2026年6月改訂



心に届く旅

阪急交通社

Direct to your heart